

鳥取県告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団新納歯科大崎医院	米子市大崎1715	平成22年5月5日